

こ成環第 48 号
令和 7 年 2 月 14 日

各 都道府県 放課後児童健全育成事業担当部（局）御中
市区町村

こども家庭庁成育局成育環境課長

放課後児童クラブにおけるスポットワーク（いわゆるスキマバイト）による
職員採用の考え方について（通知）

平素より、子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

放課後児童クラブの運営につきましては、各市区町村における放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下、「基準条例」という。）に基づき、適切な運用を図っていただいているところですが、近年広がりを見せているスポットワークによる職員採用に関して、考え方を以下の通りお示しします。

各都道府県におかれては管内市区町村に、各市区町村におかれては管内放課後児童健全育成事業者に対して下記につき周知いただくようお願いいたします。

記

1. 放課後児童支援員等の要件等について

放課後児童クラブの運営に当たって配置が求められる放課後児童支援員は、国の定める「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）において、保育士や社会福祉等の資格を有すること、又は 2 年以上の児童福祉事業への従事等の要件を満たし、都道府県知事等が実施する放課後児童支援員認定資格研修を修了することが必要であるとしています。

補助員については、法令上の基準はありませんが、基準第 7 条において、補助員を含む職員の一般的要件として「健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない」としています。

また、運営の具体的な内容を定めた「放課後児童クラブ運営指針」（令和 7 年 1 月 22 日こ成環発第 16 号こども家庭庁成育局長通知。以下「運営指針」という。）第 4 章 1（3）において、「こどもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められる。」としているところです。

2. スポットワークによる職員採用について

スポットワークによる職員採用に関しては、放課後児童健全育成事業の実施主体である各市町村において、放課後児童クラブの運営状況等やこどもの福祉の観点から適切に判断されるべきものと考えますが、上記基準や運営指針の趣旨を踏まえると、放課後児童支援員及び補助員の雇用のあり方は、可能な限りにおいて、長期間であることが望ましいと考えております。

このため、例えば、病気等により当日の欠勤が急遽出た場合に、スポットワークのサービスを活用した採用を行うことは一概に妨げられるものではないものの、こどもとの安定的・継続的な関わりが重要であるという観点からは、放課後児童支援員及び補助員について、1～2日程度の短期の雇用を、長期かつ継続的に繰り返すことは、放課後児童クラブの運営に当たって、望ましくないものと考えています。

3. 留意すべき点

スポットワークのサービスを活用して雇用した職員を、基準で定められた放課後児童支援員として配置する場合には、採用前に資格の有無を確認する必要があります。また、仮にスポットワークを活用する場合には、こうしたサービスを用いた職員の採用が常態化しないように留意する必要があります。

以上

こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係

TEL: 03-6861-0303

E-mail: seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp